

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

216 固定資産税評価額が付されていない土地の評価

【照会要旨】

倍率方式により評価する土地について、課税時期の直前に払下げがあったこと等により固定資産税評価額が付されていない場合には、どのように評価するのか。

また、課税時期直前に地目変更等があり現況に応じた固定資産税評価額が付されていない場合には、どのように評価するのか。

【回答要旨】

倍率方式により評価する土地について、課税時期において、固定資産税評価額が付されていない場合及び地目の変更等により現況に応じた固定資産税評価額が付されていない場合には、その土地の現況に応じ、状況が類似する付近の土地の固定資産税評価額を基とし、付近の土地とその土地との位置、形状等の条件差を考慮して、その土地の固定資産税評価額に相当する額を算出し、その額に評価倍率を乗じて評価する。

ただし、相続税等の申告書の提出期限までに、その土地に新たに固定資産税評価額が付された場合には、その付された評価額を基として評価する。

【関係法令通達】

評基通 21